確定申告はお早めに

いよいよ二月十六日㈮から、所得税の確定申告が始まります。

申告と納税は三月十五日㈭までですが、例年三月十日を過ぎますと窓口が非常に混雑します。なるべくお早めに申告されるようお願いします。なお税金の還付を受けるための申告は、すでに受付けています。早く申告すればそれだけ早く税金が還付されます。税務署の窓口のすいているのは二月下旬までです。お早めにどうぞ。

◎申告書は郵送でも結構です

お忙しいかたは申告書を郵送しても結構です。その場合、申告書の控に受付印が必要なかたは申告書控と返信用封筒（切手貼付）同封をお忘れなくお送りください。

◎確定申告書を提出される場合

特別な書類を添付し、または提示しなければならない場合があります。その一般的なものはつぎのとおりです。あらかじめ用意しておいてください。

①医療費の領収書 ②共済等掛金の証明書 ③生命保険料、損害保険料の支払証明書 ④源泉徴収票 ⑤住宅取得控除を受ける場合は、㈠建築確認通知書が必要でない家屋については設計図などの写し） ㈡登記簿謄本や請負契約書、売買契約書などで、家屋の工事着手または購入年月日を明らかにする書類やその写し ㈢住民票の写し ⑥住宅ローン控除を受ける場合は、長間の金融機関等からの借入金であることと、返済期間が十年以上の割賦払いであることが要件で、添付書類は⑤にかかげる書類のほか住宅取得に係る融資額の償還金額等証明書が必要です。

◎確定申告書は税務署から送られたものを使ってください

税務署から送られる用紙には予定納税額をはじめ、事務処理のうえで必要な表示などが記入されています。他の用紙を使いますと間違いが起こりやすく、お互いに余分な手数がかかることになります。

なお税務署では、昭和五十三年分確定申告書から電子計算機で処理するため、三枚つづりの確定申告書をお送りします。この申告書に記入するときは、三枚目の「控用」をはずしてそれに下書きしたうえで「提出用」（二枚複写）をボールペンで強めに書いてください。また「提出用」の数字を訂正するときは、該当欄からはみださないようご注意ください。

◎申告書の作成はご自分で

税務署から申告書をお送りした際「申告書の書き方」と「所得税の確定申告書の手引き」も同封します。それを参考にすれば、ご自分で確定申告書を作成することができます。申告書を作成しておきますと、申告の際、税務署の窓口または各地区の申告相談会場で、長い間待つこともなく時間の節約ができます。

なお決算のしかたや申告書の書きかたで、ご不明な点がある場合は税務署か市役所税務課へおたずねください。

◎説明会及び申告相談のお知らせ

税務署では、申告に関する説明会と申告相談をつぎの日程により行います。そのほか市町村役場および税理士会でも、各地区の相談会場において同時に申告無料相談を行いますので、お気軽にご利用くださるようおすすめします。

1，説明会開催日程

日時		地区	会場
2月13日	13時～15時	都留	都留市役所

2，申告相談日程

月日	地区	時間	会場	対象市町村
3月1日～3月2日	都留	10時～15時	都留市役所	都留市・道志村

水田利用再編対策（転作）の事業のご協力を!!

皆様のご協力により、昭和五十三年度の転作目標面積八三、五ヘクタールに対し、八七、五ヘクタールの達成をみることができました。厚く感謝申し上げます。

昭和五十四年度も今年同様の目標面積が配分されますが、奨励措置等はつぎの内容でありますので、ご理解のうえなお一層のご協力をお願い申し上げます。

㈠ 特定作物（飼料作物、そば、大豆、麦）一〇アール当り五万三千円

㈡ 永年作物（果樹、桑、アスパラガス等）一〇アール当り五万三千円

㈢ 一般性作物（野菜、コンニャク、雑穀、農業生産施設、養漁池、林木等）一〇アール当り三万八千円

㈣ 管理転作（自分では耕作できない農家の水田を、農協が預かって中核的農家に転作させると水田を預けた農家に奨励金が交付されるもの）一〇アール当り三万八千円

又、地域の総意による転作を計画的に推進し、達成されたときは、転作率に応じて計画加算金が交付されます。本年度は一〇アール当り特定作物一万一千円、一般作物七千六百円が交付され、更に目標面積が達成された為、特別交付金一〇アール当り三千五百円も交付されました。

尚、疑問の点がありましたら各農協、市役所産業課にお問い合せください。

TEL三―一一一一 内線二六九

プラグをコンセントから抜きましたか

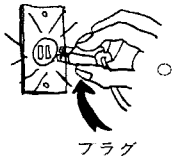

○お出かけ、おやすみの前にはプラグを抜きましょう。火の用心の一つです。

○電気コタツ・電気ストーブ
電気アンカ・電気アイロン
電気トースター・ヘアードド
電気ライヤー・ロースターなど使い終ったら、必ずプラグを抜きましょう。

東電・大月営業所
・都留サービスステーション